

主眼事項及び着眼点等（指定自立生活援助）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（１）指定自立生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労定着支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。</u> <u>（２）指定自立生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。</u> <u>（３）指定自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（４）指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っているか。</u>	法第43条 平18厚令171 第3条第1項 平18厚令171 第3条第2項 平18厚令171 第3条第3項 平18厚令171 第206条の13	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項	
1 指定自立生活援助事業所の従業者の員数	指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。		
（１）地域生活支援員	① 地域生活支援員の数は、指定自立生活援助事業所ごとに、1以上となっているか。	平18厚令171 第206条の14第1項第1号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(2) サービス管理 責任者	<u>② ①に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 となっているか。</u> <u>指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</u> <u>ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数</u> <u>① 利用者の数が 60 以下 1 以上</u> <u>② 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 60 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u> <u>イ ア以外の場合 次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数</u> <u>① 利用者の数が 30 以下 1 以上</u> <u>② 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u> (ただし、指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業又は地域定着支援事業の指定を受け、かつ、指定自立生活援助事業と指定地域移行支援又は指定地域定着支援事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準に規定される相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。)	平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 2 項 平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 1 項第 2 号 平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 3 項及び第 4 項 平 24 厚令 27 第 40 条(準用第 3 条)	従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
(3) 利用者数の算 定	<u>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 5 項	利用者数(平均利用人数)が分かる書類(利用者名簿等)
(4) 職務の専従	<u>指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</u> <u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 14 第 6 項	従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)
2 管理者	<u>指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>(ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 15 準用(第 51 条)	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>の他の職務に従事させ、又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u>		出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
第3 <u>設備に関する基準</u> <u>設備及び備品等</u>	<u>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</u>	平18厚令171 第206条の16 準用（第206条の5）	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
第4 <u>運営に関する基準</u>		法第43条第2項	
1 <u>内容及び手続の説明及び同意</u>	<u>（1）指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u> <u>（2）指定自立生活援助事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	平18厚令171 第206条の20 準用（第9条第1項） 平18厚令171 第206条の20 準用（第9条第2項）	重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 <u>契約支給量の報告等</u>	<u>（1）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</u> <u>（2）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</u> <u>（3）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市</u>	平18厚令171 第206条の20 準用（第10条第1項） 平18厚令171 第206条の20 準用（第10条第2項） 平18厚令171 第206条の20 準用（第10条	受給者証の写し 受給者証の写し 契約内容報告書 契約内容報告書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>町村に対し遅滞なく報告しているか。</u>	第3項)	
3 提供拒否の禁止	<u>(4) 指定自立生活援助事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</u> 指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。	平18厚令171第206条の20準用(第10条第4項) 平18厚令171第206条の20準用(第11条)	受給者証の写し 契約内容報告書 適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171第206条の20準用(第12条)	適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171第206条の20準用(第13条)	適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	<u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</u>	平18厚令171第206条の20準用(第14条)	受給者証の写し
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171第206条の20準用(第15条第1項) 平18厚令171第206条の20準用(第15条第2項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	<u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平18厚令171第206条の20準用(第16条)	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉	<u>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生</u>	平18厚令171	個別支援計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
サービス事業者等との連携等	<u>活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> <u>(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	第 206 条の 20 準用 (第 17 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 17 条第 2 項)	ケース記録 個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する書類の携行	指定自立生活援助事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 18 条)	適 宜 必 要 と 認める資料
11 サービスの提供の記録	<u>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度、記録しているか。</u> <u>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 19 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 19 条第 2 項)	サービス提供の記録 サービス提供の記録
12 指定自立生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定自立生活援助事業者が、指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 20 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 20 条第 2 項)	適 宜 必 要 と 認める資料 適 宜 必 要 と 認める資料
13 利用者負担額等の受領	<u>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20	請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 利用者負担額に係る管理	<u>から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u>	準用（第21条第1項）	
	<u>（2）指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u>	平18厚令171第206条の20 準用（第21条第2項）	請求書 領収書
	<u>（3）指定自立生活援助事業者は、（1）及び（2）の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払を受けているか。</u>	平18厚令171第206条の20 準用（第21条第3項）	請求書 領収書
	<u>（4）指定自立生活援助事業者は、（1）から（3）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</u>	平18厚令171第206条の20 準用（第21条第4項）	領収書
	<u>（5）指定自立生活援助事業者は、（3）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</u>	平18厚令171第206条の20 準用（第21条第5項）	重要事項説明書
	指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171第206条の20 準用（第22条）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
15 訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 23 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 23 条第 2 項)	通知の写し サービス提供証明書の写し
16 指定自立生活援助の取扱方針	(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 (3) 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 57 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 57 条第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 57 条第 3 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 57 条第 4 項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
17 自立生活援助計画の作成等	(1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画 (自立生活援助計画) の作成に関する業務を担当させているか。 (2) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 58 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 12 準用 (第 58 条第 2 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u> <u>（３）アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u> <u>（４）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>（５）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>（６）サービス管理責任者は、利用者及び当該利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う自立生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</u> <u>（７）サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 12 準用（第 58 条第 3 項） 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 4 項） 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 5 項） 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 6 項） 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 7 項）	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類 サービス担当者会議の記録 個別支援計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 サービス管理責任者の責務	<u>(8) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該自立生活援助計画を利用者及び指定自立生活援助事業者等に交付しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 8 項）	利用者に交付した記録 個別支援計画
	<u>(9) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも 3 月に 1 回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 9 項）	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<u>(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>① 定期的に利用者に面接すること。</u> <u>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 10 項）	モニタリング記録 面接記録
	<u>(11) 自立生活援助計画に変更のあった場合、(2) から (8) に準じて取り扱っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 58 条第 11 項）	(2) から (8) に掲げる確認資料
	<u>(1) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> <u>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</u> <u>③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 206 条の 6 第 1 項）	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録 他の従業者に指導及び助言した

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
			記録
19 相談及び援助	<u>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</u> 指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 206 条の 6 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 60 条)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録
20 定期的な訪問等による支援	指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 18	適 宜 必 要 と 認める資料
21 随時の通報による支援等	(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。 (3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 19 第 1 項 平 18 厚令 171 第 206 条の 19 第 2 項 平 18 厚令 171 第 206 条の 19 第 3 項	適 宜 必 要 と 認める資料 適 宜 必 要 と 認める資料 適 宜 必 要 と 認める資料
22 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 29 条)	適 宜 必 要 と 認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
23 管理者の責務	(1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 15 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 66 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 66 条第 2 項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
24 運営規程	<u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</u> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 206 条の 10)	運営規程
25 勤務体制の確保等	(1) <u>指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</u> (2) <u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しているか。</u> (3) <u>指定自立生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u> (4) <u>指定自立生活援助事業者は、適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 33 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 33 条第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 33 条第 3 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 33 条第 4 項)	従業者の勤務表 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
26 業務継続計画 の策定等	<u>防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u> (1) <u>指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> (2) <u>指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u> (3) <u>指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 33 条の 2 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 33 条の 2 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 33 条の 2 第 3 項)	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
27 衛生管理等	(1) <u>指定自立生活援助事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</u> (2) <u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</u> (3) <u>指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定自立生活援助事業所における感染の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定自立生活援助事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 34 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 34 条 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 34 条 第 3 項)	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 掲示	<u>の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。</u> 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、<u>従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</u>又は、指定自立生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 35 条第 1 項・第 2 項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
29 秘密保持等	(1) 指定自立生活援助事業所の従業員及び管理者は、<u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) 指定自立生活援助事業者は、従業員及び管理者であった者が、<u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u> (3) 指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、<u>あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 36 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 36 条第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 36 条第 3 項)	従業員及び管理者の秘密保持誓約書 従業員及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等) 個人情報同意書
30 情報の提供等	(1) 指定自立生活援助事業者は、<u>指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u> (2) 指定自立生活援助事業者は、<u>当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 37 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 37 条第 2 項)	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等) 事業者のHP 画面・パンフレット
31 利益供与等の禁止	(1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用(第 38 条第 1 項)	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 38 条第 2 項)	適 宜 必 要 と 認 める資料
32 苦情解決	(1) <u>指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> (2) <u>指定自立生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> (3) <u>指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 39 条第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 39 条第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 39 条第 3 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応 記録 苦情対応マニュアル 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 事故発生時の 対応	<u>(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 39 条第 4 項）	都道府県等からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(5) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 39 条第 5 項）	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(6) 指定自立生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 39 条第 6 項）	都道府県等への報告書
	<u>(7) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 39 条第 7 項）	運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
	<u>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用（第 40 条第 1 項）	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	<u>(2) 指定自立生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20	事故の対応記録 ヒヤリハットの

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>録しているか。</u> <u>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	準用 (第 40 条第 2 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 40 条第 3 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 40 条の 2)	記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料 (賠償責任保険書類等) 委員会議事録
34 虐待の防止	<u>指定自立生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>		研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
35 会計の区分	<u>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 41 条)	収支予算書・決算書等の会計書類
36 記録の整備	<u>(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> <u>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から 5 年間保存しているか。</u> ① <u>サービスの提供の記録</u> ② <u>自立生活援助計画</u> ③ <u>支給決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録</u>	平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 206 条の 11 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 206 条の 20 準用 (第 206 条の 11 第 2 項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①から⑤までの書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 電磁的記録等	④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録 (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平18厚令171 第224条第1項 平18厚令171 第224条第2項	電 磁 的 記 録 簿 冊 適 宜 必 要 と 認 める 資 料
第5 変更の届出等	(1) 指定自立生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該自立生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条の23	適 宜 必 要 と 認 める 資 料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第6 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い 1 基本事項	(2) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34 条の23	適宜必要と認 める資料
		法第29条第3項	
	(1) 指定自立生活援助に要する費用の額は、 平成18年厚生労働省告示第523号の別表 「介護給付費等単位数表」の第14の3に より算定する単位数に、平成18年厚生労働 省告示第539号「こども家庭庁長官及び 厚生労働大臣が定める一単位の単価並び に厚生労働大臣が定める一単位の単価」に 定める一単位の単価を乗じて得た額を算 定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定自立生活 援助に要した費用の額を超えるときは、当 該現に指定自立生活援助に要した費用の 額となっているか。)	平18厚告523 の一 平18厚告539	体制等状況一 覧表、当該加算 の届出書等
	(2) (1)の規定により、指定自立生活援助に要 する費用の額を算定した場合において、そ の額に1円未満の端数があるときは、その 端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523の 二	体制等状況一 覧表、当該加算 の届出書等
2 自立生活援助 サービス費	(1) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）について は、障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則第6条の 11の2において定める法第5条第20項に 規定する厚生労働省令で定めるもの又は 指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活 訓練）事業所、平成18年厚生労働省告示第 523号の別表「介護給付費等単位数表」の 第15の1の4の注1に規定する指定共同 生活援助等を行う住居若しくは法第5条第 28項に規定する福祉ホームに入所等をし ていた障害者であって、退所等をしてから 1年以内のもの又は同居家族の死亡若しく はこれに準ずると市町村が認める事情に より単身での生活を開始した日から1年以 内のものに対して、指定自立生活援助事業 所の地域生活支援員が、1月に2回以上、 利用者の居宅を訪問することにより、指定 自立生活援助を行った場合に、所定単位数	平18厚告523別 表第14の3の1 の注1	体制等状況一 覧表、当該加算 の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>を算定しているか。</u> (2) <u>自立生活援助サービス費（Ⅱ）について、(1)に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u> (3) <u>自立生活援助サービス費（Ⅰ）の(1)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。以下(4)から(6)までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u> (4) <u>自立生活援助サービス費（Ⅰ）の(2)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u> (5) <u>自立生活援助サービス費（Ⅱ）の(1)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u> (6) <u>自立生活援助サービス費（Ⅱ）の(2)（利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上）については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として都</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 4 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 5 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>(7) 自立生活援助サービス費 (Ⅲ) については、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場合であって、指定障害福祉サービス基準第 206 号の 18 に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、自立支援生活援助サービス費 (Ⅰ) 又は自立生活援助サービス費 (Ⅱ) を算定している場合には算定しない。</u> <u>(8) 自立生活援助サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u> <u>① 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の九の三の表の上欄に掲げる基準に該当する場合同表の下欄に掲げる割合</u> <u>② 指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> <u>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100 分の 70</u> <u>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100 分の 50</u> <u>③ 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、障害者の日常生活及び社会生活を総合</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 7 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 8 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 8(1) 平 18 厚告 550 の九の三 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 8(2) 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 8(3)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>的に支援するための法律施行規則第6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合</u> <u>100分の95</u> <u>(9) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表サービス等情報にかかる報告を行っていない場合は所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>(10) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に想定する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>(11) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> <u>(12) 平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1月につき230単位を所定単位数に加算しているか。</u> <u>(13) 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第15号のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単</u>	平18厚告523別表第14の3の注9 平18厚告523別表第14の3の注10 平18厚告523別表第14の3の注11 平18厚告523別表第14の3の注12 平18厚告523別表第14の3の注13	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
3 福祉専門職員 配置等加算	位数に 500 単位を加算しているか。 <u>ただし、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭長長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第 15 号のイの(1)の四に規定する拠点コーディネーター 1 人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定相談基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。</u>		
	(1) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) については、<u>地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注 1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) については、<u>地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注 2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) については、<u>次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</u> ① <u>地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。</u> ② <u>地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</u>		
4 <u>ピアサポート体制加算</u>	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」第三十九号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 3 の注 平 18 厚告 543	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 <u>初回加算</u>	<u>指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1 月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 4 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5-2 <u>集中支援加算</u>	<u>自立生活援助サービス費(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1 月に 6 回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 4 の 2 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 <u>同行支援加算</u>	<u>指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1 月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 5 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 <u>緊急時支援加算</u>	(1) <u>緊急時支援加算(Ⅰ)については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u> (2) <u>緊急時支援加算(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号に規定する「厚生労働大臣が定める施設基準並びに</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 6 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 6 の注 2 平 18 厚告 551	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第15号のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</u> <u>(3) 緊急時支援加算(Ⅱ)については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している場合は加算していないか。</u>		
8 利用者負担上 限額管理加算	<u>指定自立生活援助事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523別表第14の3の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 日常生活支援 情報提供加算	<u>指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523別表第14の3の8の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10 居住支援連携 体制加算	<u>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の二号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の居住の確保及び居住に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523別表第14の3の9の注 平18厚告543	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11 地域居住支援 体制強化推進加算	<u>指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な</u>	平18厚告523別表第14の3の10の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 福祉・介護職員 処遇改善加算	説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間に、次に掲げる単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2～11までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2～11までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2～11までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数	平18厚告543の三十九の三準用（二）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
13 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の四に適合している福祉・介護職員を中心とした賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2～11までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2～	平18厚告543の三十九の四準用（十七）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算	<u>11までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u> <u>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」第三十九の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、2～11までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u>	平18厚告543の三十九の五準用（三の二）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護職員 等処遇改善加算	<u>（1）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十九の三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1 から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数</u> <u>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1 から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u> <u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1 から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</u> <u>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1 から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数</u> <u>（2）令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十九の三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立支援生活援助事業所（（1）の加算を算定しているものを除く</u>	平18厚告523別表第14の3の11の注1 平18厚告543の三十九の三準用（二） 平18厚告523別表第14の3の11の注2 平18厚告543の三十九の三準用（二）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	。) が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (1) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (2) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (3) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (4) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (5) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (6) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (7) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (8) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (9) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (10) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (11) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (12) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (13) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 ⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (14) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目